

「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領【森林整備保全事業編】

令和7年9月29日 改正

(令和6年9月24日)

(趣旨)

第1 この要領は、宮崎市が発注する建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日交替制モデル工事」の実施手続き、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領【一般土木・上下水道事業編】、【農業農村整備事業編】は別途定める。

(定義)

第2 この要領における用語の定義は下記のとおりとする。

(1) 交替制による週休2日

交替制による月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。対象期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(5) 工事着手

森林整備保全事業工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義（14）に規定する工事着手をいう。

(6) 工事完了

標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義（15）に規定する工事完了をいう。

(試行の対象)

第3 この要領における対象工事は下記のとおりとする。

(1) 週休2日交替制モデル工事の試行対象は、宮崎市が発注者する工事（営繕工事、設備工事、一般土木工事、上下水道整備工事及び農業農村整備工事は除く。）とし、「週休2日工事」実

施要領に定める発注者指定型又は受注者希望型としての発注が困難な工事とする。また、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。

- (2) 週休2日交替制モデル工事は、入札公告及び共通特記仕様書において、週休2日交替制モデル工事の試行対象である旨を記載するものとする。

＜入札公告記載例＞

○その他の事項

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象[森林整備保全工事]である。

＜共通特記仕様書記載例＞

第〇条 休日の確保について（週休2日交替制モデル工事）【森林整備保全事業編】

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。

試行にあたっては、『『週休2日交替制モデル工事』試行実施要領【森林整備保全事業編】』に基づき行う。受注者は、工事着手前に週休2日交替制の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる

- (4) 「週休2日工事」実施要領の定めに基づき宮崎市が発注した工事において、受注者から「週休2日交替制モデル工事」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、「週休2日交替制モデル工事」の対象とすることができる。
- (5) 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領に基づき宮崎市が発注した工事において、受注者から「週休2日工事」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、「週休2日工事」の対象とすることができる。
- (6) 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領にあてはまらない建設現場の場合は、受注者と発注者双方で協議するものとする。

（実施手続）

第4 この要領における実施手続は下記のとおりとする。

- (1) 発注者指定型

発注者が、交替制による月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（交替制による通期の週休2日は必須）

- (2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（交替制による通期の週休2日は必須）

- (3) 監督員は、上記（1）（2）に基づき提出された内容について、技能者及び技能労働者の休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業記録等の記録資料等により確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

- (4) 監督員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。なお、報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。

(5) 受注者は、週休2日交替制モデル工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。

(工事費の積算)

第5 この要領における積算方法等は下記のとおりとする。

(1) 補正係数

交替制による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1 <補正係数>

休日確保の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

・なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

・市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日補正については、別表1及び別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

2) 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。

1) 発注者指定方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、週休2日補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

2) 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に交替制による月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たない

ものについては、週休2日補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

3) 市場単価方式と土木工事標準単価方式

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に別表1に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じて積算する。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に別表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じて積算する。

(工事成績評定)

第6 交替制による週単位の週休2日が達成された場合には、工事成績評定にて評価するものとする。ただし、契約後、明らかに受注者側に週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定要領の考査項目「法令順守等」の「その他理由」の項目において、点数3点を減ずる措置を行うものとする。なお、週休2日交替制工事に関する点数を減ずる措置は行わない。

(留意事項)

第7 週休2日交替制工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 現場代理人（主任技術者又は監理技術者）が、休日中に作業が必要となる場合は、現場代人若しくは以下のいずれかの者が発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。
 - 1) 主任技術者又は監理技術者（現場代理人と兼務していない場合）
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月1日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事に適用する。
- 2 『「週休2日工事」試行実施要領（令和5年10月1日施行）』は廃止する。なお、この要領の施工前に、『「週休2日工事」試行実施要領（令和5年10月1日施行）』に適用した工事については、なお、従前の例による。
- 3 この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年10月1日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事に適用する。
- 4 この要領の施行前に、『「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領【森林整備保全事業編】（令和6年9月24日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

市場単価方式の補正係数

別表 1

名 称	区分	月単位 4 週 8 休 以上	通期の 4 週 8 休 以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01

土木工事標準単価の補正係数

別表 2

名称	区分	月単位 4 週 8 休 以上	通期の 4 週 8 休 以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット）		1.04	1.02